

神戸市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号 以下「P F I 法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を決定しましたので、同法第 8 条の規定により民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果について公表します。

平成 19 年 8 月 15 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市立中央市民病院整備運営事業の事業者決定について

1 事業の概要

(1) 事業名称

神戸市立中央市民病院整備運営事業

(2) 事業の目的

神戸市立医療センター中央市民病院は、これまで市の基幹病院として重要な役割を担い、総合的な市民病院として標準的な医療を提供してきたほか、救急医療、高度医療、感染症医療などの行政的医療・不採算医療を提供するとともに、災害拠点病院、エイズ治療拠点病院としての公的使命を果たしてきました。

特に、神戸医療圏における救命救急センターとして、24 時間 365 日、初期から 3 次までの救急医療体制を整備し、市民の安全・安心を守る最後の砦としての役割を果たすとともに、全国の自治体立病院の中でも有数の医療機能を駆使した高度医療の提供に努めるなど、市民から高い信頼を得てきたところです。

しかしながら、昭和 56 年に現在地に開設して以来 27 年目を迎え、施設・設備面での経年劣化や老朽化が進んでいることや、この間の医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入や、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきています。

そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として、より高度な医療を提供していくとともに、多様化する患者ニーズを的確に捉え、患者の視点にたったソフト、ハードを備え、市民の求める医療を提供していくために、新たに移転新築により整備を行うこととしました。

また、新病院の整備・運営に関しては、民間事業者の経営・技術的ノウハウを活用し、協働で時代のニーズにあった最適な患者サービスを提供することや、施設整備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化などにより、質の高い病院サービスの提供を図っていくため、P F I 手法を導入することとしました。

本事業は、神戸医療圏の中心を担う病院として、提供する医療内容や質、治療成績、患者サービスに関し、これまで同様、神戸市民の信頼と期待に応えるとともに、より良い医療を求める全ての患者や医療従事者にとって、21 世紀のアジアのリーディングホスピタルとして、モデルケースとなる病院の整備、運営を目指すものです。

(3) 事業範囲

事業者は、P F I法に基づき、病院施設等を設計、建設し、維持管理業務、運営業務を遂行するものとします。

ア 統括マネジメント業務

イ 施設設計・建設業務

(ア)事前調査業務

(イ)設計業務(基本設計・実施設計)

(ウ)建設業務

(エ)工事監理業務

(オ)周辺影響調査・対策業務

(カ)電波障害調査・対策業務

(キ)設計・建設業務等に伴う各種申請等業務

(ク)補助金・交付金・許認可等申請補助業務

ウ 施設維持管理業務

(ア)施設メンテナンス業務

(イ)警備業務

(ウ)清掃業務

エ 医療情報システム構築・運営業務

(ア)医療情報システム構築業務

(イ)医療情報システム運営・保守業務

オ 物流管理運営業務

カ 顧客サービス業務

(ア)総合案内業務

(イ)電話交換業務

(ウ)市民健康ライブラリー運営業務

(エ)利便施設運営業務

キ 医療関連サービス業務

(ア)検体検査業務

(イ)食事の提供業務(患者給食)

(ウ)滅菌消毒業務

(エ)洗濯業務

(オ)医療機器保守点検業務

(カ)医療関連事務業務

(キ)メディカル・アシスタント業務

ク 移行支援業務

(ア)医療機器調査・調達支援業務

(イ)什器備品調査・調達支援業務

(ウ)開院前リハーサル支援業務

(エ)引越し支援業務

(4) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりと予定しています。

ア 基本協定の締結	平成 19 年 8 月
イ 事業契約の締結	平成 19 年 12 月
ウ 病院施設等の完成	平成 22 年度内
エ 維持管理・運営期間開始	平成 23 年春
オ 事業の終了	平成 53 年春

2 事業者選定の経緯及び審査方法等

(1) 事業者選定の経緯

事業者選定の経緯は以下のとおりです。

日 程	内 容
平成 18 年 8 月 11 日	実施方針の公表
11 月 13 日	特定事業の選定・公表
11 月 15 日	入札の公告
11 月 15 日～22 日	入札説明書等の交付
11 月 21 日	入札説明会
11 月 15 日～24 日	第 1 回入札説明書等に関する質問・意見の受付
12 月 15 日	第 1 回入札説明書等に関する質問・意見への回答
平成 19 年 1 月 15 日～19 日	資格審査書類等の受付
1 月 30 日	資格審査結果の通知
1 月 30 日～2 月 16 日	第 2 回入札説明書等に関する質問・意見の受付
2 月 5 日～7 日	現病院見学会
3 月 16 日	第 2 回入札説明書等に関する質問・意見への回答
5 月 31 日	入札書類の受付
8 月 10 日	入札書の開札
8 月 13 日	審査委員会答申の受領
8 月 15 日	落札者の決定，公表

(2) 事業者の選定方法

ア 選定方法及び審査方式

本事業における事業者の選定に当たっては、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる総合評価一般競争入札によるものとしました。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」が適用されました。

審査は応募者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施しました。

イ 審査委員会の設置

本事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価するため、「神戸市立中央市民病院整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置しました。

ウ 審査委員会の構成及び委員

神戸市立中央市民病院整備運営事業審査委員会

委員長 武田 裕（大阪大学大学院医学系研究科教授） 1

（前委員長：西野 文雄（政策研究大学院大学学事顧問））

岡部 憲明（神戸芸術工科大学デザイン教育研究センター教授）

笈 淳夫（国立保健医療科学院施設科学部長）

坂本 憲枝（消費生活アドバイザー）

近田 敬子（園田学園女子大学人間健康学部人間看護学科長）

長尾 秀樹（日本政策投資銀行新産業創造部長）

菊池 晴彦（神戸市立医療センター中央市民病院長）

桜井 誠一（神戸市保健福祉局長）（前任：中村 三郎） 2

1：前委員長の西野 文雄氏が平成 19 年 5 月 6 日にご逝去されたことに伴い、第 5 回審査委員会から委員長に就任。

2：前委員の中村 三郎氏の異動に伴い、第 5 回審査委員会から委員に就任。

(3) 資格審査

平成 19 年 1 月 15 日から 19 日の間に競争入札参加資格審査書類の受付を行ったところ、2 グループより資格審査書類の提出を受け、審査委員会において入札説明書に記載の応募者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認し、平成 19 年 1 月 30 日付で応募者に競争入札参加資格審査結果を通知しました。

なお、その後平成 19 年 5 月 30 日に 1 グループより入札辞退書が提出されました。

(4) 提案審査

平成 19 年 5 月 31 日に 1 グループより入札書類の提出を受け、審査委員会において、落札者決定基準に基づき審査が行われました。

(5) 入札金額の確認

平成 19 年 8 月 10 日に開札を行った結果、応募者が提示する入札金額 102,378,150,000 円（消費税等を含む）が予定価格 102,380,000,000 円（消費税等を含む）を超過していないことを確認しました。

(6) 総合評価

審査委員会において、予め公表している落札者決定基準に従い、総合的に審査が行われ、平成 19 年 8 月 13 日に選定した応募者及び審査結果について答申を受けました。

なお、審査委員会による提案審査の内容は「神戸市立中央市民病院整備運営事業審査講評」のとおりです。

3 落札者の決定

市は、審査委員会の答申を受け、神戸製鋼・伊藤忠商事グループを落札者として決定しました。

応募グループ名	神戸製鋼・伊藤忠商事グループ
代表法人	株式会社 神戸製鋼所
構成員	伊藤忠商事 株式会社 株式会社 日建設計

4 財政支出の削減効果

落札者の提案に基づき、本事業を実施する場合の市の財政支出について、市が直接実施する場合の財政支出と比較したところ、事業期間全体で約8%の削減が期待できます。

従来方式における市の財政支出	59,330百万円
PFI方式における市の財政支出	54,565百万円
PFI方式の導入による市の財政支出の削減効果()	4,765百万円

(注釈)

は、特定事業選定時における条件、は落札者の提案内容を踏まえて算出しました。
なお、金額はいずれも、現在価値に換算したものです。